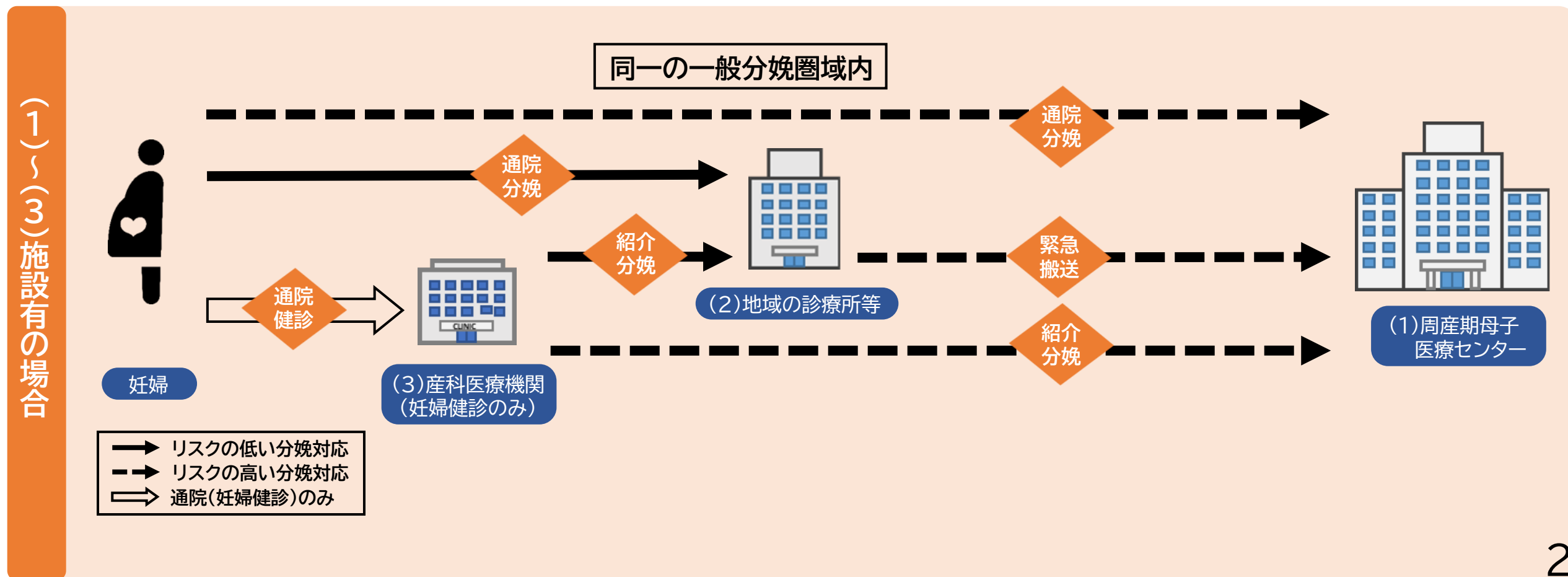


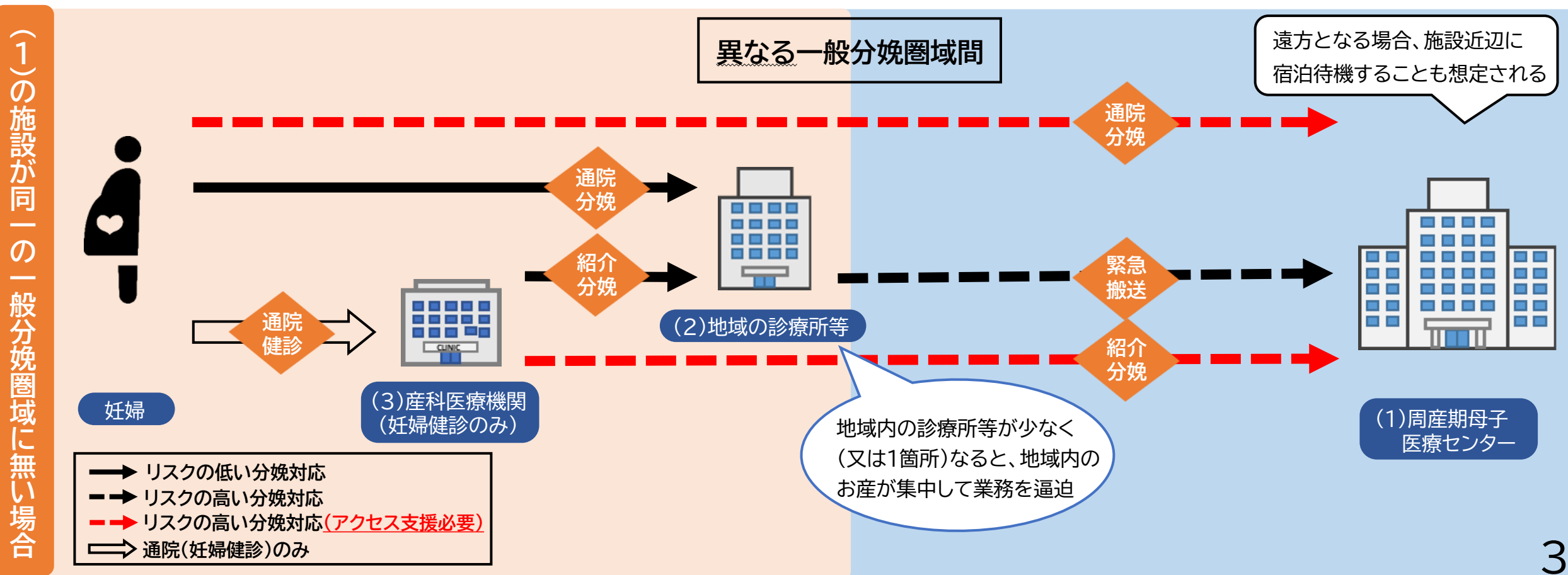
○分娩取扱医療機関(周産期母子医療センター…(1)、地域の診療所等…(2)、妊婦健診のみを行う産科医療機関…(3))が一般分娩圏域内にあれば、妊婦は最寄りの産科医療機関や地域の診療所等にて妊婦健診を受診し、出産



○周産期母子医療センターが同一の一般分娩圏域内に無く、リスクの高い分娩と見込まれる場合は、隣接地域のセンターに紹介・搬送

※地域の診療所等にお産が集中して業務が逼迫している場合も同様

○妊婦の居住地からセンターへの距離が遠方となる場合、出産予定日前に同センター周辺で宿泊待機することが必要



○(1)、(2)の施設が同一の一般分娩圏域内に無いため、妊婦は遠方の分娩取扱医療機関へ通院・出産

➡リスクの低い分娩体制の維持するため、地域の診療所等が減少している地域では、アクセス支援がより一層重要

○さらに、妊婦の居住地から遠距離となる場合(ハイリスク・ローリスクともに)、出産予定日前に同機関の周辺で宿泊待機が必要となることも想定される

